

報告第9号

専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

町長の専決処分事項に関する条例(平成22年開成町条例第11号)の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告します。

令和7年11月21日提出

開成町長 山 神 裕

専 決 処 分 書

町長の専決処分事項に関する条例（平成 22 年開成町条例第 11 号）の規定により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 11 月 10 日

開成町長 山 神 裕

町は、交通事故により物件に与えた被害の損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 損害賠償の額

金 93,500 円

2 損害賠償の相手方

神奈川県足柄上郡開成町延沢●●●番地●

●● ●●

(参考)

事故の概要

令和 7 年 6 月 24 日（火）午後 3 時 40 分頃、足柄上郡開成町円通寺 106 番地 1 付近の道路において、町職員が対向車とすれ違ったとき、相手方の駐車場の塀の角に当該車両の左前方側面を接触させ、損害を与えた。